

厚生労働省発基安0928第1号

令和 4 年 9 月 2 8 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部改正

一 試験の実施に関し必要な事項の公示方法の改正

労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験（以下「コンサル試験」という。）の日時、場所その他試験の実施に関し必要な事項について、官報で公告するとされているところ、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

二 合格者の受験番号の公示方法の改正

コンサル試験に合格した者の受験番号について、官報で公告するとされているところ、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

三 その他所要の改正を行うこと。

第二 施行期日

この省令は、令和五年四月一日から施行すること。